

代理受領制度について

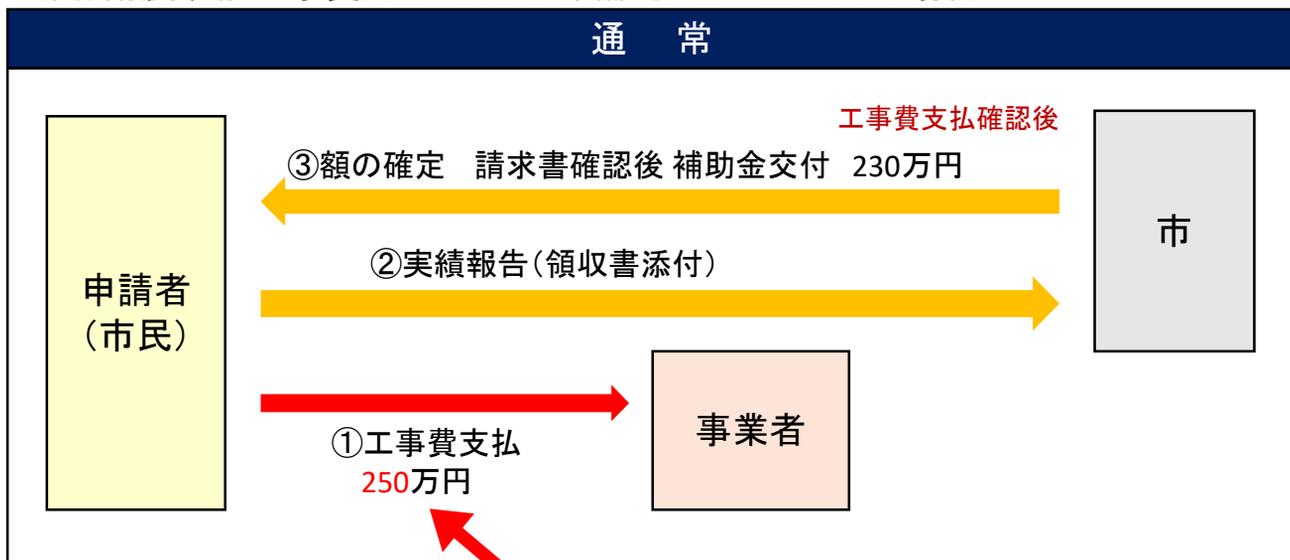
概要

耐震改修工事等の補助金の申請者(市民)が、工事等の契約を締結したもの(事業者)に、補助金の受領を委任することで事業者が直接補助金を受領することが出来る制度で、この制度を利用することにより、申請者(市民)は工事費用のうち補助金額を差し引いた金額を用意すればよい為、自己で用意すべき資金が少なくなり、負担が軽減される。

市民が利用しやすい制度とする為、要綱の改正を行う。

(例)耐震改修工事費用が250万円、補助金が230万円の場合

通常



申請者の用意する資金の軽減が可能

代理受領

